

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成31年 1月30日

【会社名】 小泉産業株式会社

【英訳名】 Koizumi Sangyo Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅 田 照 幸

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町 3丁目 3番11号

【電話番号】 06-6262-1395(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役 グループ経営統括部長 権 藤 浩 二

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区備後町 3丁目 3番 7号

【電話番号】 06-6262-1395(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役 グループ経営統括部長 権 藤 浩 二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 120,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡または取得について取締役会の承認を要する旨を定款第6条において定めております。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

- (注) 1 平成30年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成30年10月15日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、(注1)に記載の決定に伴って、平成30年10月16日から当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続きに不備があり、本日（平成31年1月30日）に至るまで本有価証券届出書の提出が未了となっております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,400,000株	120,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,400,000株	120,000,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
50		1株	平成30年10月31日		平成30年10月31日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとなります。
- 4 払込期日にて、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しており、本自己株式処分に係る割当てが完了しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
小泉産業株式会社 総務室	大阪府大阪市中央区備後町3 - 3 - 7

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 船場支店	大阪府大阪市中央区本町3 - 4 - 8

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
120,000,000	200,000	119,800,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額119,800,000円につきましては、平成30年11月1日以降、諸費用の支払等に充当しております。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	小泉産業社員持株会	
本店の所在地	大阪府大阪市中央区備後町3-3-7	
出資額	349,140,000円	
組成目的	当社の従業員である小泉産業社員持株会の会員が経営参画意識を持ち、当社と一体となって当社グループの発展のために努力するとともに持株会会員の財産形成に資することをその目的としております。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員	100%
業務執行組員又はこれに類するもの	氏名	理事長 甲斐 和弘
	住所	大阪市都島区
	職業	当社従業員

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の割当予定先に対する出資額	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の保有株式数	6,982,800株
人事関係	当社グループ会社の(一部の)従業員から構成されております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年9月30日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

社員持株会に対し、第三者割当により自己株式を処分することで、新入会員に対しても割当が十分となるよう福利厚生充実を図るためであります。

d 割り当てようとする株式の数

普通株式 2,400,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である小泉産業社員持株会の平成29年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の業務報告書および平成30年4月13日に実施された監査報告書により、小泉産業社員持株会において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行います。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする社員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分の処分価額につきましては、50円としております。当社は非上場であり、また株式につきまして譲渡制限を付しており、時価の算定が困難であります。

株主への還元としては株式配当のみであり、評価方法として配当還元方式を採用した場合の評価額は、過去5年間の平均では55.8円となります。

ただし、本自己株式処分の割当先は、支配株主となるものではなく、従業員持株会を通じた長期安定保有及び従業員の福利厚生を目的とするものであり、また割当先である小泉産業社員持株会への入退会時においては、従来より単価50円にて抛出及び返還を行ってまいりました。

このため、本自己株式処分に係る処分価額50円につきましては、特に有利とはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査役(現 監査等委員)3名全員(うち2名が社外監査役(現 社外監査等委員))が上記理由により、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

なお、当社は2018年6月27日開催の第75期定時株主総会の決議をもって「監査役設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分予定先に割り当てる株式数は普通株式2,400,000株(議決権数2,400,000個)であり、平成30年9月30日現在の発行済株式総数31,500,000株の7.62%(小数点以下第3位を四捨五入)、総議決権数25,280,400個(小数点以下第3位を四捨五入)に対する割合は9.49%に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は割当先である小泉産業社員持株会会員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブの付与と企業ロイヤルティの向上、株主としての資本参加による勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことに繋がるものと考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
小泉産業社員持株会	大阪市中央区備後町 3 - 3 - 7	6,982,800株	27.62%	9,382,800株	33.90%
小泉産業役員持株会	大阪市中央区備後町 3 - 3 - 7	1,258,300株	4.98%	1,258,300株	4.55%
小 泉 祐 助	兵庫県芦屋市	726,000株	2.87%	726,000株	2.62%
小 泉 重 助	兵庫県芦屋市	591,000株	2.34%	591,000株	2.14%
内 林 照 裕	滋賀県湖南市	566,000株	2.24%	566,000株	2.04%
生 野 なみの	兵庫県川西市	355,000株	1.40%	355,000株	1.28%
立 澤 誠治郎	京都市北区	354,000株	1.40%	354,000株	1.28%
布 施 順之助	大阪府池田市	325,000株	1.29%	325,000株	1.17%
山 本 健 二	大阪府豊中市	300,000株	1.19%	300,000株	1.08%
小泉株式会社	大阪市中央区備後町 3 - 1 - 8	300,000株	1.19%	300,000株	1.08%
計		11,758,100株	46.51%	14,158,100株	51.15%

(注) 1 平成30年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか自己株式6,219,600株(平成30年9月30日現在)があり、当該割当後は3,819,600株となります。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年9月30日現在の総議決権数(25,280,400個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,400,000個)を加えた数で除した数値であります。

4 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第75期)及び半期報告書(第76期中間期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年1月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年1月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第75期)	自 平成29年4月1日	至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第76期中)	自 平成30年4月1日	至 平成30年9月30日	平成30年12月17日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

小泉産業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	博	憲
業務執行社員	公認会計士	石	原	美	保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小泉産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小泉産業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

小泉産業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 博 憲

業務執行社員 公認会計士 石 原 美 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小泉産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小泉産業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月17日

小泉産業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 博 憲

業務執行社員 公認会計士 石 原 美 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小泉産業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、小泉産業株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月17日

小泉産業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	博	憲
業務執行社員	公認会計士	石	原	美	保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小泉産業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第76期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、小泉産業株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。